随意契約結果表 (委託等契約)

所属名	新型コロナウイルス対策グループ
契約締結年月日	令和5年4月1日
契約者名	白根徳洲会病院/韮崎市立病院/山梨厚生病院/富士温
	泉病院/加納岩総合病院/富士川病院/飯富病院/富士
	吉田医師会/富士吉田市立病院/上野原市立病院/大月
	市立中央病院/都留市立病院/若葉クリニック
契約名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
	律第 15 条に基づく調査に関する行政検査委託
契約金額	PCR検査:9,350円/件
(税込み)	抗原定量検査:7,744円/件
随意契約理由	県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
	重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関や高
	齢者施設等において、行政検査を実施している。
	クラスターが発生した場合には、検査数は非常に多くな
	り、検査主体である保健所の負担は増大するとともに、検
	査実施までに時間を要する。
	県が医療機関と委託契約を締結することで、当該医療機
	関は保健所に代わり、行政検査を行うことができ、速やか
	な検査が可能となる。
	当該業務が実施可能な医療機関は、PCR 検査等が可能
	で、かつ、その医療機関の受け入れ患者のみならず、県か
	らの行政検査の依頼を受け入れる体制が確保され、行政検
	査への協力が得られた医療機関に限られる。
	このため、感染拡大時に備え、可能な限り検査体制を整
	備しておく必要があり、迅速かつ確実に県の依頼に基づく
	行政検査に対応可能な医療機関と契約を締結する必要が
	ある。
	以上のことから、契約については地方自治法施行令第1
	67条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、ま
	た、当該契約における単価は、保険点数から算出し設定す
	るため、山梨県財務規則第137条第5項第2号の規定に
	より、見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号